

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年八月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年八月十九日

埼玉県行田県土整備事務所長 酒 井 敦 司

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 北中曾根北大桑線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
同市大室字大宮一番一地先まで	ら 加須市大室字大宮六番一地先か	区 間
一三・五五〇 一七・〇九	一三・五五〇 二二・四五	敷地の幅員 (メートル)
一〇〇・〇〇		延 長 (メートル)
変更である。	平成二十二年三月十九日付け行田県土整備事務所長告示一号及び令和二年三月三十一日付け行田県土整備事務所長告示七号で告示した道路予定区域の一部	備 考